

学校における携帯電話等の取扱い等に関する調査について（概要）

平成21年1月30日
文部科学省児童生徒課

1. 調査内容・方法

(1) 調査対象

- ① 公立小学校（21,800校）
公立中学校（中等教育学校前期課程を含む）（10,045校）
公立高等学校（中等教育学校後期課程を含む）（4,455校）
- ② 都道府県教育委員会（47教育委員会）
市町村教育委員会（1,826教育委員会）

(2) 調査内容概要

- ① 小・中・高等学校
 - ・ 学校が校則等により児童生徒による学校への携帯電話の持ち込みを原則禁止しているか否か。
 - ・ 学校における携帯電話の取扱いをどのようにしているのか。
- ② 都道府県教育委員会・市町村教育委員会
 - ・ 教育委員会において、所管学校に対する指導方針として児童生徒による学校への携帯電話の持ち込み禁止等を定めているか否か。
 - ・ 教育委員会の方針はどのようなものか。

(3) 調査時期

平成20年12月1日時点の状況を調査。

※ 12月2日以降に取扱い等が変更されている場合もある。

2. 結果概要

(1) 学校の取組状況【資料1】

- 小学校では、学校への携帯電話の持込みを原則禁止としている学校が約94%。
- 中学校では、学校への携帯電話の持込みを原則禁止としている学校が約99%。
- 高等学校では、学校への携帯電話の持込みを原則禁止として学校が約20%、持込みを認めているが授業中の使用を禁止している学校が、約57%、持込みを認めているが学校内での使用を禁止している学校が、約18%。

- ・携帯電話の学校への持込みを原則禁止としている
小学校 20, 527校 (94%)
中学校 9, 936校 (99%)
高等学校 887校 (20%)
- ・持込みを認めているが、授業中の使用を禁止している
高等学校 2, 525校 (57%)
- ・持込みを認めているが、学校内での使用を禁止している
高等学校 798校 (18%)

※中学校は、中等教育学校前期課程含む
高等学校は、中等教育学校後期課程含む

(2) 都道府県教育委員会の取組状況【資料2】

- 教育委員会として、携帯電話の持込み等について指導方針を定めているのは、約51% (24教育委員会)。
- うち原則持込み禁止としている教育委員会が小学校約29% (7教育委員会)、中学校約33% (8教育委員会)、高等学校約13% (3教育委員会)。

- ・教育委員会として、携帯電話の持込み等について指導方針を定めていますか
はい 24 / いいえ 23
- ・今後、教育委員会において方針を定めることを予定していますか
はい 5 / いいえ 9 / 検討中 9

(3) 市町村教育委員会の取組状況【資料3】

- 教育委員会として、携帯電話の持込み等について指導方針を定めているのは、約28% (510教育委員会)。
- うち原則持込み禁止としている教育委員会が小学校約90% (461教育委員会)、中学校約90% (460教育委員会)。

- ・教育委員会として、携帯電話の持込み等について指導方針を定めていますか
はい 510 / いいえ 1316
- ・今後、教育委員会において方針を定めることを予定していますか
はい 63 / いいえ 619 / 検討中 634